

企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

平成19年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第121号

企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成19年岩手県条例第78号。以下「条例」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(申請書の様式)

第2条 条例第3条に規定する知事が定める申請書の様式は、様式第1号及び様式第2号のとおりとする。

(条例第3条に規定する規則で定める場合等)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、不動産取得税（個人の場合に限る。）の課税免除に関し条例第2条第1号に規定する家屋又はその敷地である土地を条例第1条に規定する対象施設の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合とし、条例第3条に規定する規則で定める期限は、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月以内）とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

2 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後									
<p>(申請書の様式)</p> <p>第2条 [略]</p>	<p>(申請書の様式)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>(条例第3条に規定する規則で定める場合等)</u></p> <p>第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。</p> <table border="1" data-bbox="842 1395 1497 2056"><tbody><tr><td data-bbox="842 1395 963 1630">個人の事業税</td><td data-bbox="963 1395 1230 1630">岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第36条の規定による通知を受けた場合</td><td data-bbox="1230 1395 1497 1630">当該通知に係る納期限</td></tr><tr><td data-bbox="842 1630 963 1821">法人の事業税</td><td data-bbox="963 1630 1230 1821">修正申告をすべき事由が生じた場合</td><td data-bbox="1230 1630 1497 1821">修正申告の期限（遅滞なく修正申告をすべき場合にあつては、修正申告をする日）</td></tr><tr><td data-bbox="842 1821 963 2056">不動産取得税（個人の場合に限る。）</td><td data-bbox="963 1821 1230 2056">条例第2条に規定する設備を事業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合</td><td data-bbox="1230 1821 1497 2056">当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月以内）</td></tr></tbody></table>	個人の事業税	岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第36条の規定による通知を受けた場合	当該通知に係る納期限	法人の事業税	修正申告をすべき事由が生じた場合	修正申告の期限（遅滞なく修正申告をすべき場合にあつては、修正申告をする日）	不動産取得税（個人の場合に限る。）	条例第2条に規定する設備を事業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合	当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月以内）
個人の事業税	岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第36条の規定による通知を受けた場合	当該通知に係る納期限								
法人の事業税	修正申告をすべき事由が生じた場合	修正申告の期限（遅滞なく修正申告をすべき場合にあつては、修正申告をする日）								
不動産取得税（個人の場合に限る。）	条例第2条に規定する設備を事業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合	当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月以内）								

備考 改正部分は、下線の部分である。

(農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

3 農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和47年岩手県規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後									
(申請書の様式) 第2条 [略]	(申請書の様式) 第2条 [略] <u>(条例第3条に規定する規則で定める場合等)</u> 第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。									
	<table border="1"><tbody><tr><td>個人の事業税</td><td>岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)第36条の規定による通知を受けた場合</td><td>当該通知に係る納期限</td></tr><tr><td>法人の事業税</td><td>修正申告をすべき事由が生じた場合</td><td>修正申告の期限(遅滞なく修正申告をすべき場合にあつては、修正申告をする日)</td></tr><tr><td>不動産取得税(個人の場合に限る。)</td><td>条例第2条に規定する適用対象設備を事業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合</td><td>当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月以内)</td></tr></tbody></table>	個人の事業税	岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)第36条の規定による通知を受けた場合	当該通知に係る納期限	法人の事業税	修正申告をすべき事由が生じた場合	修正申告の期限(遅滞なく修正申告をすべき場合にあつては、修正申告をする日)	不動産取得税(個人の場合に限る。)	条例第2条に規定する適用対象設備を事業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合	当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月以内)
個人の事業税	岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)第36条の規定による通知を受けた場合	当該通知に係る納期限								
法人の事業税	修正申告をすべき事由が生じた場合	修正申告の期限(遅滞なく修正申告をすべき場合にあつては、修正申告をする日)								
不動産取得税(個人の場合に限る。)	条例第2条に規定する適用対象設備を事業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合	当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月以内)								

備考 改正部分は、下線の部分である。

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

4 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成11年岩手県規則第186号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請書の様式) 第2条 [略]	(申請書の様式) 第2条 [略] <u>(条例第3条に規定する規則で定める場合等)</u> 第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、不動産取得税(個人の場合に限る。)の不均一課税に関し条例第2条第1号に規定する家屋又はその敷地である土地を条例第1条に規定する商業基盤施設の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合とし、条例第3条に規定する規則で定める期限は、当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月以内)とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則の一部改正)

5 特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則（平成18年岩手県規則第88号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後									
<p>(課税免除等の申請書の様式)</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>(課税免除等の申請書の様式)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>(条例第8条に規定する規則で定める場合等)</u></p> <p>第8条 <u>条例第8条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除又は不均一課税に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">個人の事業税</td> <td style="width: 55%;"><u>岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)第36条の規定による通知を受けた場合</u></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">当該通知に係る納期限</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人の事業税</td> <td><u>修正申告をすべき事由が生じた場合</u></td> <td style="text-align: center;"><u>修正申告の期限(遅滞なく修正申告をすべき場合にあつては、修正申告をする日)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">不動産取得税(個人の場合に限る。)</td> <td><u>条例第2条第2号に規定する特例対象設備を製造業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合</u></td> <td style="text-align: center;"><u>当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月以内)</u></td> </tr> </table>	個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)第36条の規定による通知を受けた場合</u>	当該通知に係る納期限	法人の事業税	<u>修正申告をすべき事由が生じた場合</u>	<u>修正申告の期限(遅滞なく修正申告をすべき場合にあつては、修正申告をする日)</u>	不動産取得税(個人の場合に限る。)	<u>条例第2条第2号に規定する特例対象設備を製造業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合</u>	<u>当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月以内)</u>
個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)第36条の規定による通知を受けた場合</u>	当該通知に係る納期限								
法人の事業税	<u>修正申告をすべき事由が生じた場合</u>	<u>修正申告の期限(遅滞なく修正申告をすべき場合にあつては、修正申告をする日)</u>								
不動産取得税(個人の場合に限る。)	<u>条例第2条第2号に規定する特例対象設備を製造業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合</u>	<u>当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月以内)</u>								
備考 改正部分は、下線の部分である。										

様式第1号(第2条関係)

<p>振興局長 様</p> <p>取得者 住所(居所)又は所在地</p> <p>氏名又は法人の名称及び代表者氏名</p> <p>不動産取得税課税免除申請書</p> <p>企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例第3条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。</p>	<p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
設置した対象施設	施設の種類	
	施設の名称	
	所在地	
	基本的な計画の同意の日	年 月 日
	対象施設の用に供した日	年 月 日
	対象施設の用に供した家屋を構成する固定資産の取得価額	種 類
		円

家 屋	所 在	種 類	構 造	床面積
				m <sup>2</sup>
	建設に着手した年月日	取得年月日	取得の原因	取得価額
				円
敷 地	所 在	地 目	地 積	
				m <sup>2</sup>
	取得年月日	取得の原因	取得価額	
				円

(A4)

様式第2号(第2条関係)

		年 月 日	
岩手県知事 様			
取得者 住所(居所)又は所在地			
氏名又は法人の名称及び代表者氏名			
印			
固定資産税課税免除申請書			
企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例第3条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。			
設置した対象施設	施設の種類		
	施設の名称		
	所在地		
	基本的な計画の同意の日	年 月 日	
	対象施設の用に供した日	年 月 日	
	対象施設の用に供した構築物を構成する固定資産の取得価額	種 類	取得価額
			円

(A4)